

令和6年 第7回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和6年7月25日(木) 午後1時30分～午後3時19分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番	宇佐美幸雄	2番	山田 茂	3番	竹内 佳重
	4番	須藤 克美	5番	宮口 太郎	6番	井上 豊
	7番	芝崎 篤子	8番	眞砂 幸光	9番	神宮 俊夫
	10番	戸塚 勉	11番	橋本 一男	12番	武井 洋一
	13番	田中 正明	14番	中山 範雄	15番	金井 亮
	16番	伏田 再子	17番	丸山 征二		

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1		議事録署名人の指名について
日程第 2		会務の報告について
日程第 3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号	農用地利用集積計画の承認について
日程第 7	議案第5号	農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	真下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和6年第7回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員です

が、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、6番井上豊委員・12番武井洋一委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和6年6月25日開催の第6回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係4件、農地法第5条関係10件につきましては、令和6年7月16日付で許可書を交付しました。

群馬県農業会議第9回通常総会が6月27日に前橋のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。群馬県農業会議第4回常設審議委員会が7月16日に前橋のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の10件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。議案第1号、農地法第3条、3番について、譲受人は耕作しているので問題ないと思います。それと、9番について、所有権移転贈与ということで譲受人の〇〇が農業をしておりますので、特には問題はないと思います。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法第3条の1番と10番です。1番は、同じ地区内で売買ということで、問題ないかと思います。10番ですが、前回6月の総

会に出ていた案件の一部なのですけれども、これも問題ないかと思います。
以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかに。

14番。

14番委員 14番です。議案第1号、農地法第3条の4番です。これは譲り渡し人の〇〇が後継者として、ナスを栽培していたのですが、今年、植え付けが終わった後、急に亡くなってしましまして、その圃場の入り口に農業法人で作業場として使っているところがありまして、そこで借りてやるということで、しっかり圃場管理されているので、問題ないと思います。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第1号、農地法第3条のうちの6番と7番です。6番と7番、地続きなのですが、現在は草だけでなく、木が生えていたり、シノが鬱蒼としていて、6番の案件ですと賃貸借で、7番は所有権移転売買なのですが、これを農地として使うには、かなり1年ぐらいの手入れでは農地にならないようなひどいありさまの農地になっています。その辺はちょっと心配なのですが、西側と東側に道路が入ってしまして、南側のほうには水田がきれいに耕作されていまして、ですから東側と西側が空いていますので、そこからの出入りでいろいろな作業をしても、ほかの農地には支障ないかというところでもあります。ですから、特段問題のないところとっております。

議 長 分かりました。

ほかに。

3番。

3番委員 3番です。8番の案件ですが、この案件については、〇〇の案件は耕作、田植してあるので、この案件も問題はないのですけれども、この〇〇の案件については、今日、呼び出しをされていますので、その件についてはそこでお話ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかに。

6番。

6番委員 6番です。議案第1号、農地法第3条の5番です。受け人の〇〇の方は近隣で大きくブルーベリーとかサクランボ等栽培しておりまして、隣地を拡張するものと思います。特に問題はございません。よろしくお願いいたします。

議 長 5番。

5番委員 5番です。農地法第3条関係の8番でございます。ただいま3番委員から説明がありましたけれども、私も現場を見に行って、筆数が非常に多く、なかなか現場は見つけれませんでした。ちょうど地元の人だったので、こういうことで来たので、現場を案内してくれ、ということで、よく案内してもらい、地元の人に教わってきました。現状を見ますと、畑も小さく、非常に草も生えていて、非常に作業がしづらいような畑でございましたけれども、これから一生懸命刈ってやるということなので、よろしく願いいたします。また、本日見えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 12番。

12番委員 12番です。議案第1号、農地法第3条関係の2番です。受人は、菌床栽培によるシイタケを生産、販売している農業法人です。今回の申請は、先月の3条申請と同様の趣旨でございまして、自社で働く外国人の能力向上を目的として、実践体験できる場を確保するという事で、自社工場の敷地に隣接する農地の取得をしたいというものでございます。地元の委員としましては、長年続く農地の耕作放棄状況を解消する効率的な取組になるという前向きな捉え方をしております。現地は老木が繁茂して密林状態になっておりまして、その整備開始につきましては、ヤマビルが静まる秋以降になってから、様子を見て開始したいという事でございます。一応そのような状況で、雑駁ではございますが、審査の参考をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から3番の3件、2班に4番から7番の4件、3班に8番から10番の3件、以上合計10件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の4件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第2号、農地法第4条の2番です。この土地は、前に許可されたところなのですが、計画変更で住宅ということなので、ほかの農地については問題ないと思われまので、よろしくお願いいたします。

議長 5番。

5番委員 5番です。議案第2号、農地法第4条関係の3番と4番でございます。19日の日に、会長をはじめ役員で現地を見てまいりました。農地改良、一時転用ということで、問題ないと。これから管理されるということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ほかに。

11番。

11番委員 11番です。議案第2号、4条関係の1番ですが、申請地は〇〇の前の道路を挟んだ東方、メインの道路に面したところであります。長年、以前から宅地利用を行っていたということで、今回、未転用であることが判明したということで、始末書をつけて申請したということで、3種ということで、問題はないと思われまので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番と2番との2件、3班に3番と4番の2件、以上合計4件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、現地調査の概要についても説明を願います。

事務局 7月19日に実施されました申請面積1,000平米以上の案件に係る5条申請4件の現地調査につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和6年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから5ページ記載の13件及び議案書6ページ記載の計画変更4件の計17件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。議案第3号、農地法第5条の2番です。この土地は所有権移転贈与で、始末書が添付された申請となっております。特に他の農地への影響はないので、問題はないと思えます。

議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。議案第3号、農地法第5条関係の1番です。この申請地は、〇〇

の信号から〇〇、東に向かってすぐ左側の土地であります。周り全部山、山林の中の土地であり、山地ということで、特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかに。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 1 番です。これは宅地と畑と混在しているところであり、住宅を壊して、一緒に土地分譲ということで、3 種農地でもあり問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかに。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 4 番と 1 0 番です。最初に 4 番のほうなのですが、この土地は皆さんに現地調査をしていただいたということなのですが、安中市の土砂災害警戒区域の真ん中に入っている〇〇というところなのですが、そのほかはそれぞれみんな太陽光発電、先ほど話題になりました〇〇が下にも横にもあります。私としては、この土地は最後の、〇〇付近の太陽光でない土地の最後のとりでというふうに、地元としては思っておるのですが、これについては、また皆さんに一応お諮りいたしますので、そのときに可否を決していただければと思います。

それから、1 0 番です。今行ってみると、草もきれいに刈ってありますし、はっきり言って未使用地なのですが、あそここのところは離れてしまった土地ですので、あの〇〇ができて、庭ぐらいしか利用がないのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の最後 1 3 番、2 筆ありますが、計画変更のほうにも出ておりましたが、以前、住宅用地として取得した土地を計画変更、太陽光発電用地として使うということであります。周辺農地への影響はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 9 番の案件です。9 番の畑のところなのですが、県道の脇で畑としては耕作するのに一番いい土地だと地元の住民

はみな思っていたのですが、何せこの〇〇さん、後継者がおられなくて、もうこれ以上何もできないということで、太陽光発電用地として転用するということで申請しています。致し方ないのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。たくさんありますので、順番にやっていきます。議案第3号、農地法第5条のまず3番であります。こちらは、もう既に宅地として利用していて、始末書がついています。これは周辺に農地はありませんので、3種農地ということもありますので、よろしくお願いいたします。

5番は、周辺は宅地化が進んだ地域でありまして、自分の今現在建っている家の地続きの畑を購入して増築したいということで、こちらは周辺農地への影響は少ないと考えられます。

そして、6番、こちら周りが宅地化が進んだ地域で、周辺農地への影響はありません。

7番、宅地と宅地に挟まれた土地で、周辺農地への影響はないと考えます。

続いて、8番、こちらは経緯書がついているのですけれども、もう既にごみ置場として使っていて、それが未転用だったということが判明したということでの申請であります。3種農地でありますので、ご審議の参考にお願いします。

12番、こちらは非常に場所が分かりにくかったのですが、〇〇さんの十字路のちょっと東側で〇〇をやっています。その〇〇の裏側の土地で、地主さんの〇〇さんの家が空き地になって、多分それと併せての露天駐車場への変更だと思えます。周辺に農地はありませんので、周辺農地への影響はありません。また、3種農地ということもありますので、審議の参考にさせていただきたいと思えます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、併せて計画変更1番の計5件、2班に5番から9番の5件、併せて計画変更2番の計6件、3班に10番から13番の4件、併せて計画変更3番と4番の計6件、以上合計17件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:18)

(書類審査)

(再開午後 2:40)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の8番と議案第3号、農地法第5条関係の1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条関係の8番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号8番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

8番申請者 ○○から来ました○○と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 今回申請していただいた内容はこういったところでこういった農業を行うか。

8番申請者 安中市○○でジャガイモとか野菜類を作りたいな、と。そういう計画でいます。もともと小さいときから、私、○○の生まれなものですから、ずっと農家、○○・○○がやっていたので、私ももうそろそろ60近いので、あと少したったら引退をして、それで農業をやりたいなということで、このきっかけというのが、もともと、私建設業なのですが去年、亡くなられた○○さんがすぐ東のところで工事をやらせていただいて、そのときに○○さんにちょうど、これ引き取ってもらえないかなという話をちょっといただいたものですから、今住んでいるところが○○の実家のすぐ近くなものですから、そこもいずれ○○が譲るよという話をされていたものですから、引退した後に、農家やりながらのんびり暮らすのもいいかなと思ひまして、それで購入という手続を取らせていただきました。

議 長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方お願いします。

3番。

3番委員 3番です。どうぞお座りください。ご苦労さまでございます。今、ちょっと見させて、場所も見させてもらっています。〇〇のほうの田んぼについては、田植をして耕作していると思うのですが、ただ、〇〇の関係なのですが、所々小さいところもあるかと思うのですが、それについて、かなり草が生えている状態が多いので、何とか耕作のほうしっかりして、今後管理していただければありがたいと思うのですが、その中で、作物についてはどういうものを作っていくのかなど。

8番申請者 タマネギだとか、ジャガイモだとか、そういったもの、あと下仁田ネギですか、そういったものを作りたいなどは考えています。

3番委員 今、申請されている農地なのですが、小さいところもあって、トラクターの入りづらいところもあるかと思うのですが、それも承知の上であるかと思えますけれども、今後、このことについてしっかりと管理していただいて、作っていただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

8番申請者 はい、かしこまりました。

議 長 ほかに。

5番。

5番委員 5番です。今、3番委員のほうから質問がありましたとおり、私も畑を見てまいりましたけれども、今現状、ちょっと草が生えているので、これから草を対処して、耕していけるようにしていただきたい。ジャガイモとか下仁田ネギを植えるということで、頑張ってあの草を退治してください。
以上であります。

8番申請者 分かりました。

議 長 ほかにありますか。

16番。

16番委員 今日はお疲れさまです。〇〇の実家の近くの畑ということで、将来はそちらのほうに移住という、安中市に移住ということですか。

8番申請者 いや。

16番委員 今は〇〇に。

8番申請者 〇〇の実家のすぐ近くに住んでおりますけれども、その周りにも、今、草退治

しながらあるんですけれども、そこにもありますので、そこと併用で安中市のほうも作っていききたいな、と。

16番委員 ○○の実家は○○ではなく。

8番申請者 ではないです。

16番委員 違うのだ。

8番申請者 ええ。

16番委員 では、耕作するときは、そちらのほうの実家が休憩所というか、そこが拠点となって耕作をするということですか。

8番申請者 はい。

16番委員 新規就農ということではなく、あくまでも家庭菜園のちょっと大きなものぐらいな感じなのですね。

8番申請者 そうです。

16番委員 分かりました。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から。どうも今日のご苦労さまです。安中市で新たに農業について、安中市の農地を耕していただくことで、農業委員会としても応援していきたいと考えているところなんですけれども、○○さん自身は今まで農業はご実家の○○のほうで、○○と○○と一緒にやっていたと聞いているんですけど。

8番申請者 そうです。○○、○○もやっていたので、そこで。

17番委員 そうなのですか。ご自分でやるというのはこれが初めて。

8番申請者 そうですね。手伝ったのはずっとコンニャクとかいろいろやっていたけれども。

17番委員 そうですか。分かりました。

それと、所有でリースで田植機とコンバインを借りる予定ということで、これはどちらでリースされるのですか。

8番申請者 今いろいろ付き合いがある所がありますので、そっちの関係で借りますので。

17番委員 分かりました。

それと、先ほどから3番委員と5番委員がお話ししていると思うのですが、○○の田んぼを良い田んぼ、整備された田んぼですけれども、作付もされているということでもありますけれども、○○の畑。田んぼも一枚あるのですけ

れども、畑はちょっと苦戦するのかなと思われませんが、5番委員も熱望していますけど、そこら辺はしっかり管理していただいて、耕作放棄地にならないようお願いしたい。これはもうお願いですけど。新規就農ということであれば、いろんな形での国や市からの支援も、あと農協さんとかの支援もありますので、ぜひそういう制度も利用して頑張ってやっていただきたいと思います。

8番申請者 分かりました。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。どうもご苦労さまでした。

8番申請者 ありがとうございます。

(議案第1号8番案件申請者退出)

議長 次に、議案第3号1番案件申請者から説明を求めます。

(議案第3号1番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから、今回の申請内容の説明をお願いいたします。

1番申請者 このたびはいろいろお世話になります。〇〇合同会社社員、〇〇です。よろしくをお願いいたします。

最初に事業について説明させていただきます。太陽光発電所の事業でございます。場所は、安中市〇〇の一部と〇〇の一部になります。お手元に資料がおりになるかと思いますが、発電所の規模としては450キロワットの発電量の発電所を建設いたします。あわせまして、ちょうど〇〇の出口の〇〇側から出てきますと、右手のちょっとした、こんもりした山状態になっておりまして、その中の一部に〇〇さんという方の農地が1筆ありまして、今回、その農地を事業に供するための転用のお願いとして今回申請を出させてもらいました。

あと、敷地内の今現在土地造成、土地の造成等は基本的には行わないのですが、南側がちょうど斜面になっておりまして、排水計画を安中市さんの都市計画課と現在見直しさせていただいておりまして、結構急傾斜の斜面になっているものですから、雨が降ったとき土砂が流出する可能性があるのではないかとということで、土砂流出防御のくいと丸太等で流出を防御しようというふうに考えております。

それと、すみません。農地転用申請時の計画では全面碎石敷きになっているのですが、碎石敷きを中止しまして、中止ではないのですけれども、一部変更い

たしまして、できる限りトレンチ、溝を掘って、流出する水をそこでできるだけ流出を防御しようというトレンチに一部切り替えております。

それと、今回、〇〇さんの農地に関しましては、大分実測をして現場で立ち会ったのですが、農地としての面積が登記簿よりも大分少ない状況になっておりまして、表示してある面積よりは、現状がちょっと少なくなっております。

特に南側の斜面についての土砂の流出の防御については、十分注意して配慮した上で、また〇〇地区の皆さんとも十分対応を協議した上で進めていきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願ひします。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。先ほど防災について説明いただきましたけれども、下に住宅があるので、最善の防災をしていただきたい。もし土砂崩れ等があれば、下の住宅が相当被害を受ける。最善の努力を強く要望いたします。

1 番申請者 はい、承知しました。

議 長 ほかにありますか。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。今日のご苦労さまでした。説明を受けたところで、私、碎石を敷く件について、これではうまくないのではないかと考えてきたのですが、どうやら計画変更されるということで、雨水の処理を碎石を敷くだけでは駄目なわけですね。この急斜面が工事の安定を保てない。素人が見ても分かるのかなということで、ですから、この件に関しては、よくほかの都市計画課ですか、市の部署と相談して、問題ないような計画を立ててほしいなと思っています。

それと、あともう一つ、〇〇線、〇〇のアプローチのこの道路は、多分切土でこういう道路を造ったと思うのですが、もともとの地形は、これ全体としては尾根地形ですよね。やせ尾根地形の一番先端部。

1 番申請者 そうですね。

1 5 番委員 それで、こっちの北側の急斜面は、〇〇の攻撃斜面で、斜面が急になっているのです。ここは杉の結構太いのがあったのを上のほうの段を何か途中で切って、あれはどういう目的で途中で切ったのだか、よく分からないのですが、あれがくいの役割をしているのだと思ったら、これは大間違いですね。杉なんていう

のは、くいの役目を果たさないわけですから。根っこがそんなに張っていないのです。この辺、勘違いしないように、いろいろ計画を立ててもらいたいと思うのです。南斜面ばかり注目されていますけれども、この北斜面はかなりの急斜面で、〇〇、地形的には大きく言えば攻撃斜面ですから、土砂はそんなにならないと思うのですが、下にも大規模なものやっています。あそこはかなり安定した、いい地盤だと思うのです。でもこの北側の斜面も、私はかなり、ざっと見た感じですがけれども、心配しているところです。安定性に関してですね。

それと、あと、この切り通しのアプローチの道路の上に登っていく、現地の上に登っていく急な坂があります。あそこ作業道路とするのですか。

1 番申請者 そういう予定で。

1 5 番委員 かなり急で、しかも大した舗装厚ないので、これ重いもの、トラック、ダンプが通ると割れてしまうのではないかなと思う。幅もちょっとぎりぎりの幅で、この辺、よく考えて、いろいろな施工計画を立てたほうがいいのではないかなと思います。いずれにしても、やせ尾根部にいろいろ太陽光パネルを設置するということは、かなり斜面の安定性に関しては、いずれにしても心配しているところです。西沢に挟まれたやせ尾根ですから、特に西沢側の急斜面ですね。簡単な雨水の排水計画だけでは、降雨時の斜面の安定性は確保できないのではないかなと思っておりますので。

1 番申請者 対策を検討して考えておりますので、発表してよろしければ。

1 5 番委員 どうぞ。

1 番申請者 ご質問の内容に関わると思うのですけれども。

1 5 番委員 お願いします。

1 番申請者 おっしゃるとおり、南側の、特にこの農地がある部分が急斜面になっておりまして、この農地の部分については、一番下部、下の部分にトレンチを置いた上で、結構大きなトレンチを置く予定なのですが、それ以外に土砂流出の防御を直径15cm以上のくいを打って、丸太にしますと4段ぐらいは、4段から、太さによるのですが、5段ぐらいの土砂流出防御の柵を設置していきたいと思っております。ただ、ちょっと右側に斜面があるのですが、この斜面なのですからけれども、ここも実は斜面があるのですけれども、この斜面の面にも同じような土砂流出の防御のくいを打っていきたく思います。この斜面は安中市さんの所有地になっているので、この斜面の上に造っていきたく思います。

それと、2つ目にお話がありました北側の杉の木なのですが、実はこの〇〇線

の道路を〇〇線から入ってきたときに、この斜面があまり見栄えがよくないので、ただ単純に杉を、景観上の問題で残しただけなんです。ただ、北の斜面がございます。ご指摘いただいた、この北の斜面。上の方は杉が残っているのですが、北の斜面については一般の雑木が相当ここに生えていました、広葉樹がずっと生えていたのですが、その広葉樹、あまりにすごい状態だったので、広葉樹は根元から15cm上で切りました。ケヤキだとか、ナラとか、そういった広葉樹が生えていまして、昨日も現場を見てきたのですが、その広葉樹、また芽をふいておりますので、一切この斜面の木の抜根等は行っておりませんので、北側斜面が崩落するとかということは、ちょっと簡単にはないとは思っております。

その上の段にあります〇〇さんという方が持っていらっしゃった杉林については、約3分の2を伐採しまして、外へ搬出いたしました。ただ、全部切るかどうかという話があったのですが、今お話ししました〇〇線のほうから入ってきたときに、ちょうど橋を渡るときに左前に太陽光パネルが丸見えになってしまうものですから、杉を少し残しましょうということで、3分の1ぐらいは残しました。ちょっと下のほうは枝払いして残したので、景観も悪くないかなと思って、そういった考え方で伐採を行いました。

それと、あと進入路の上に上がる道路なのですが、この路盤の強度は、正確には計算しなかったのですが、実はそこへ何度も何度も木材の運搬車を入れたのです。入れる前に、あれ登っていきますと上が相当転圧されて、碎石敷かれて転圧されていまして。恐らくなのですが、ちょっと分からないのですが、この道路を造ったときの何らかの関係で、頑強に転圧されているかなと思ったのですが、もちろんここから進入はするのですが、道路の使用状況だとか、崖側もあるので、斜面側もあるので、全部注意して進入、出入りしたいと思います。

15番委員 15番です。すみません。私も土木の設計コンサルやっていたものですから、くいで南側斜面を抑える。どうも解せないと思うのですが、表層はどうやって抑えるのか。

1番申請者 取りあえず今現在できるだけいじらないようにはしていきたいと思っているのですが、斜面ですね。表層の土砂については、今までは流出をしていなかったわけですので、当然ここに斜面部分で張れるところは、当初、芝をここに植えましょうかということもちょっと今考えてはいるのですが、いい方法というか、コンサルさんがいるものですから、絶対とは言えないのですが、最善の

対応をこの部分についてはしたいなというふうに思っております。

- 1 5 番委員 今、〇〇号ですか、こののり面、大きいのり面は、現状ではどんな処理をされる。
- 1 番申請者 シノが生えた状態ですから原野状態になっております。全くいじっていない状態ですので、先日、〇〇のこの区域の代表の区長さんと立ち会いまして、ここがフェンスがあるので、地元の方が登って草が刈れない状態になっています。私どもで一応ここ登って、全部草刈ったのですが、一カ月ぐらいたって元に戻ったという状態なのですが、ほぼ原野状態です。この辺まで。
- 1 5 番委員 この大きなのり面は現状では処理していないということですか。対策はしていない。
- 1 番申請者 私どもですか。
- 1 5 番委員 いやいや、市のほうでですね。
- 1 番申請者 ただ、この下の部分があります。ちょっとこれ断面図が入っていないのですが、道路とこののり面の間、ここはコンクリが吹いてありますので。
- 1 5 番委員 吹きつけしてある。
- 1 番申請者 間知と吹きつけだったと思います。
- 1 5 番委員 間知と吹き付け。
- 1 番申請者 はい。ただ、高さが5 mか6 mあるものですから、その斜面になっています。この部分。
- 1 5 番委員 いずれにしても、これ、やせ尾根の先端部で、しかもアプローチの〇〇線ですか、これで地形が分断されていますので、雨に関しては、この大きな三角形の面積に降った雨は両側に振り分けられて流出するのではないかなと思ってますけれども。だから、これ尾根が分断されていますので、県道の切り通しで。そんなには雨は大量には上流斜面からは来ないのではないかなと思ってます。この後背のこっちの。
- 1 番申請者 結構これ、北側の県で造った排水路があるのですけれども、それは道路排水路だと思いますが、こちら側、北に向かって入っていく道ですけれども、こっちは当然水は来ないという前提なのですが、この切り通しの左側の斜面のところ、一番、この敷地の中で高い状態になっているので、この敷地内の水がこの斜面を越境してくることはないと思います。
- 1 5 番委員 そっち側へ出るのではなくて、それよりもさらに左側の後背斜面からの雨水は、この奥の三角形のところに入ってこないのです、その辺は心配していないのです

よという。いずれにしても、近年、斜面災害が多いので、十分検討されてやっていただきたいと思います。

1 番申請者 十分注意して進めますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかに。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

どうもお疲れさまでした。

(議案第 3 号 1 番案件申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3 : 07)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3 : 07)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 15 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番から 3 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 3 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、4 番から 7 番の 4 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 5 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、8 番から 10 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番、2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番と4番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 5 番です。1 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、1 番から 4 番の 4 件です。及び計画変更の 1 番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 3 番です。2 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、5 番から 9 番の 5 件です。及び計画変更の 2 番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3 班、お願いします。

3 班班長 5 番です。3 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、1 0 番から 1 3 番の 4 件です。及び計画変更の 3 番と 4 番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 3 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 3 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手多数。

議 長 挙手多数であります。

よって、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第 6、議案第 4 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条（令和 4 年 5 月 2 7 日法律第 5 6 号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提

出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和6年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の1、利用権設定関係、議案書番号1番から6番、2、利用権設定関係(一括方式)1番から2番の計8件です。改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたら願います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について、安中市長より下記のとおり提出されたので、審議願いたい。

令和6年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書8ページ記載の1件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案に対して質問がありましたら願います。

8番。

8番委員 これ7反ちょっとなのですからけれども、何を作っているのでしょうか。

事務局 こちらの〇〇のほうでは、タマネギを作付しております。

8番委員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認されました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和6年第7回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時19分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和6年7月25日

安中市農業委員会会長

6番委員

12番委員